

那覇市告示第 422 号
平成 29 年 3 月 15 日

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年那覇市告示第 161 号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）は、平成 29 年 3 月 31 日限り廃止する。

那覇市長 城 間 幹 子

A 類型	B 類型	C 類型
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考

- 1 A 類型、B 類型及び C 類型とは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の第 1 の表に掲げる類型を示す。
- 2 この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。
- 3 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項の規定により分区に指定された区域は除く。
- 4 関係図は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。